

《未納稅的情況》

超過繳納期限後仍未繳納，過了一定期限後，會發送『督促狀』，在催繳期限內仍未繳納者，會發送『催告書』。
對於收到『催告書』仍未繳納者，將會執行財產扣押，如有不能繳納的情況，請務必與我們聯繫。

稅務組 ☎0143-85-1155

《納稅しなかった場合》

納期限を過ぎてからも納付せず、一定期間経過すると、『督促狀』が送付され、督促狀の期限にも納付されなかった場合、『催告書』が送付されます。
それでもなお納付されなかった場合については、財産差押が執行されますので、納付できない事情がある場合は、必ずご相談ください。

稅務グループ ☎0143-85-1155

上・下水道

水費・下水道使用費

水費、下水道使用費は、以毎兩個月的水表抄録為基礎，根據使用量計算。用銀行轉帳或者自來水道科寄發的繳納書繳納。
若您為自來水新用戶，或者需要停止用水時，請務必向自來水道科提出申報。

自來水道科 ☎0143-85-5501
下水道科 ☎0143-85-9052

上・下水道

水道料金・下水道使用料

水道料金・下水道使用料は、2か月ごとのメーター検針をもとに、使用量に従って算出します。口座振替か水道グループが送付した納付書で納めます。
新しく水道を使用するときや、水道の使用を中止したいときは、必ず水道グループへ届け出てください。



水道グループ ☎0143-85-5501
下水道グループ ☎0143-85-9052

垃圾分類及收運

垃圾分類

垃圾請分為可燃垃圾、不可燃垃圾、資源垃圾、巨大垃圾及有害垃圾5種。
●可燃垃圾、不可燃垃圾、巨大垃圾
請購買『指定垃圾袋』或『垃圾處理券』再丟棄
※『指定垃圾袋』及『垃圾處理券』在超市等處皆可購得。
●資源垃圾及有害垃圾免清運費，請裝在透明袋子後再丟棄

清運

垃圾請於早上八點前置於垃圾清運站。
環境対策科 ☎0143-85-2958

ごみの分別と収集

ごみの分別

ごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5種類に分別してください。
●燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ
『指定ごみ袋』や『ごみ処理券』を購入手排出
※『指定ごみ袋』と『ごみ処理券』は、スーパーマーケットなどで購入できます。
●資源ごみ、有害ごみは無料なので、透明の袋に入れて排出

収集

ごみは朝8時までにごみステーションに排出してください。
環境対策グループ ☎0143-85-2958



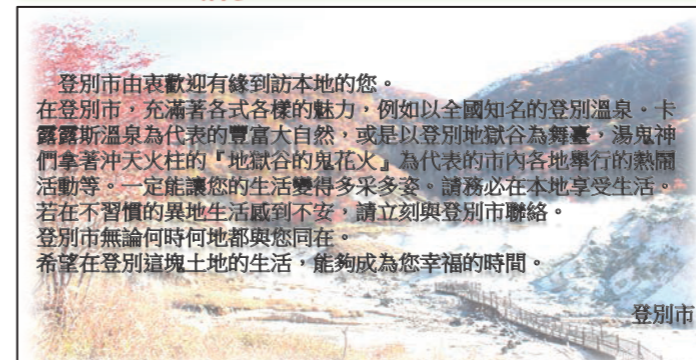
この冊子は、令和5年4月現在の情報を記載しています。
本手冊記載截至2023年4月的資訊。

登別市のホームページでもご覧になれます。
您也可以登別市首頁瀏覽到以上資訊。
<https://www.city.noboribetsu.lg.jp>

発行 登別市（総務部企画調整グループ）
發行 登別市（總務部企劃調整組）



～ 歡迎來到登別 ～
Welcome to Noboribetsu



登別市政府

市政府本廳舍

地址：登別市中央町6-11 ☎0143-85-2111

各分所

登別分所
地址：登別市登別港町1-4-9 ☎0143-83-1131
鷺別分所
地址：登別市鷺別町3-3-4 ☎0143-86-6111

受理時間：9:00～17:30
公休日：星期六、日、國定假日、新年假期(12/29～1/3)

開設外國人支援單一窗口

在登別市，為了外國人在生活當中遇到困難時能找人諮詢，特在市政府本廳舍的一樓設置受理窗口。
※您也可以透過LINE與我們諮詢，請從QR Code加入好友。
關於涉及個人資訊的商量，必須先以LINE約定日期後親自來市政府。
●窗口開放時間
《英語》 星期一～星期四 9:00～15:45
星期五 9:00～14:45
※《中文》 星期一～星期五 9:00～17:30
亦有使用翻譯機應對其他語言的諮詢

企劃調整組 ☎0143-85-1122

當您有困難時

■緊急電話

每支電話都是24小時免費專人接聽。

火災・急救請打119

要叫消防車或救護車時請撥電話「119」號，撥通後請表明是火警或者急救，並告知地址、姓名、電話號碼及現場的特徵。

報警請打110

遇到或目擊犯罪及交通事故時，請撥電話「110」號，與警察取得聯繫後，請告知發生甚麼事情，有沒有人受傷等資訊。請回答警察的問題，並告知地址、姓名及現場的特徵。

變更地址

住民登錄手續

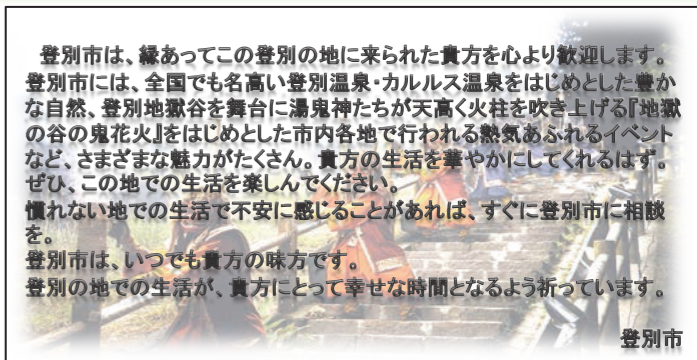
在入境日本時拿到在留卡的人，與日本人一樣會為您製作住民票。確定住址後請於14天內到市政府或各分所完成住民登錄的手續。

●必要物品
・護照 ・在留卡

遷入登記

從其他市町村變更住址至登別市的人，須辦理遷入登記。確定住址後，請於14天內到市政府或各分所完成住民登錄的手續。

●必要物品
・轉出證明書 ・在留卡 ・My Number Card (持有者請提出)



登別市役所

市役所本庁舎

住所：登別市中央町6-11 ☎0143-85-2111

各支所

登別支所
住所：登別市登別港町1-4-9 ☎0143-83-1131
鷺別支所
住所：登別市鷺別町3-3-4 ☎0143-86-6111

受付時間：9:00～17:30
休日：土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

外國人サポートワンストップ窓口の開設

登別市では、外國人が生活する中で困りごとがあった時に相談できる窓口を市役所本庁舎の1階に設置しています。
LINEによる相談も受け付けますので、QRコードからお友達登録をしてみてください。
※個人情報を含む相談については、LINEで日程調整して来庁していただく必要があります。
●窓口開設時間
《英語》 月曜日～木曜日 9:00～15:45 金曜日 9:00～14:45
《中国語》 月曜日～金曜日 9:00～17:30
※その他の言語についても相談を受け付けますが、翻訳機を使用して対応します。



企画調整グループ ☎0143-85-1122

困ったときは

■緊急電話

いずれも、無料で24時間受け付けています。

火事・救急は119番

消防車や救急車を呼ぶときは「119番」に電話をかけ、電話が通じたら火事であるか救急であるかを話し、住所・氏名・電話番号・現場までの目標物を伝えます。

警察は110番

犯罪や交通事故に遭ったり、目撃した場合は「110番」に電話をかけ、警察に電話が通じたら、どんな事件が起きたか、けが人がいるかどうかを話します。警察官の質問に答え、住所や氏名、現場までの目標物を伝えます。

住所の異動

住民登録手続き

日本に入国時、在留カードの交付を受けた方は、日本人と同様に住民票が作成されます。住所を定めてから14日以内に市役所各支所で住民登録の手続きをしてください。

●必要なもの
・旅券 ・在留カード

転入届

他市町村から登別市に住所を変更した場合、転入届が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所各支所で手続きして下さい。

●必要なもの
・転出証明書 ・在留カード ・マイナンバーカード(お持ちの方)

遷居登記

在登別市內變更住址者，須辦理遷居登記。確定住址後，請於14天內到市政府或各分所完成住民登錄的手續。

- 必要物品
 - 印章
 - 可確認本人之證件（護照等）
 - 在留卡
 - My Number Card（持有者請提出）

遷出登記

從登別市變更住址至其他市町村的人，須辦理遷出登記。確定住址後，請於14天內到市政府或各分所完成住民登錄的手續。

- 必要物品
 - 印章
 - 可確認本人之證件（護照等）

市民服務組 ☎0 1 4 3－8 5－1 8 5 5

住民票

您能☑取得記載住址及國籍、地區、在留資格等外國人住民特有登録事項の住民票副本。
※可能需要委任書

市民服務組 ☎0 1 4 3－8 5－1 8 5 5

戶籍與印章

戶籍制度

戶籍制度為登録個人出生、死亡、結婚等身分關係，並對外證明的制度。外國人在日本出生或死亡，或結婚、離婚等的時候，皆須辦理登記。

■關於戶籍的登記

嬰兒出生時(出生登記)

請於出生後14天內辦理登記。

- 必要物品
 - 出生證明書（由醫師或助產師填寫）
 - 母子健康手冊

※確定懷孕時，請向綜合福祉中心Sinta21辦理妊娠登記，並領取母子健康手冊。

死亡時(死亡登記)

請於得知死亡事實日起七天內辦理登記。

- 必要物品
 - 死亡診斷書

結婚時(結婚登記)

自辦理登記當天產生法律效力。

- 必要物品
 - 雙方皆外國人**：
 - 婚姻登記書
 - 護照
 - 婚姻要件具備證明書
 - 等
 - 添付翻譯資料

- 與日本人結婚**：
 - 除了上述資料，並提出日本人的戶籍謄本或抄本、能確認本人之證件

離婚時(離婚登記)

自辦理登記當天產生法律效力。若雙方皆外國人，則適用母國法律，請向母國的在日大使館或領事館諮詢。

若夫妻一方是日本人，在雙方協議離婚的狀況下，依日本法律辦理手續。

- 必要物品
 - 離婚登記書
 - 戶籍謄本
 - 調停調書の謄本等（僅裁判離婚）
 - 能確認本人之證件

■印章登錄

在日本，在進行重要交易等場合，不使用簽名而是使用印章。此時，有可能需要印鑑登錄證明書。
※印章請自己購買。

- 必要物品
 - 欲登錄的印章（1人1個）
 - 能確認本人之證件
- 印鑑登錄證
 - 受理印鑑登錄後會交付『印鑑登錄証』。
 - 若需要印鑑登錄證明書，請攜帶『印鑑登錄証』。

市民服務組 ☎0 1 4 3－8 5－1 8 5 5

転居届

登別市内で住所を変更した場合、転居届が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所か各支所で手続きして下さい。

- 必要なもの
 - 印鑑
 - 本人確認書類(旅券など)
 - 在留カード
 - マイナンバーカード(お持ちの方)



転出局

登別市内から他の市町村へ住所を変更する場合、転出局が必要です。住所を定めてから14日以内に市役所か各支所で手続きして下さい。

- 必要なもの
 - 印鑑
 - 本人確認書類(旅券など)

市民サービスグループ ☎0143－85－1855

住民票

住所や外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格などの登録事項を記載した、住民票の写しの交付を受けることができます。
※委任状が必要となる場合もあります。

市民サービスグループ ☎0143－85－1855

戸籍と印鑑

戸籍制度

戸籍制度とは、個人の出生や死亡、結婚などの身分関係を登録し、公に証明する制度です。外国人の方も、日本で出生や死亡したとき、または結婚、離婚などの際は届け出が必要となります。

■戸籍に関する届け出

赤ちゃんが生まれたとき(出生届)

生まれてから14日以内に届け出をしてください。

- 必要なもの
 - 出生証明書(医師又は助産師が記入)
 - 母子健康手帳

※妊娠したら、総合福祉センターしんた21へ妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。



死亡したとき(死亡届)

死亡の事実を知った日から7日以内に届け出をしてください。

- 必要なもの
 - 死亡診断書

結婚するとき(婚姻届)

届け出をした日から法的効力が生じます。

- 必要なもの
 - 外国人同士**：
 - 婚姻届書
 - 旅券
 - 婚姻要件具備証明書
 - 等
 - 添付書類の訳文



- 日本人と結婚**：
 - 上記のほか、日本人の戸籍謄本又は抄本、本人確認書類

離婚のとき(離婚届)

届け出をした日から法的効力が生じます。双方が外国人の場合は本国法に基づきますので、在日大使館または領事館にお問い合わせください。

夫婦のどちらかが日本人の場合で、双方の合意がある場合、日本の法律により手続きを行います。

- 必要なもの
 - 離婚届書
 - 戸籍謄本
 - 調停調書の謄本等(裁判離婚のみ)
 - 本人確認書類

■印鑑登録

日本では、重要な取引などにはサインではなく印鑑を使用します。その際、印鑑登録証明書が必要となることがあります。

※印鑑は自身で購入。

- 必要なもの
 - 登録する印鑑(1人1個)
 - 本人確認書類
- 印鑑登録証
 - 印鑑登録の申請受理後『印鑑登録証』を交付します。
 - 印鑑登録証明書が必要な場合は『印鑑登録証』を持参して下さい。



保険・年金・税金

■国民健康保険

国民健康保険，是為了減輕醫療費用負擔，平時由大家繳納保險稅，充當生病或受傷時的醫療費，得以相互扶持的制度。

外國人居民，且未加入工作機關的健康保險之人，必須加入國民健康保險。

加入・喪失手續

請到國民健康保險組辦理手續。

- 必要物品
 - 在留卡或者特別永住者証明書
 - 護照
 - 印章

被保險者證（保險證）

每人交付1張。請在看診時向醫療機關等窗口出示此證。

國民健康保險稅

保險稅是以每個家庭的人數及前年所得等為基礎計算。將總額分為一年十期(6~3月)繳納。

國民健康保險組 ☎0 1 4 3－8 5－1 7 7 1

■介護保險

所謂介護保險，是源自於社會邁入高齡化的過程中，只依靠家人和親屬支撐需要照護的高齡者變得困難，藉由整個社會來支持這些人的想法，所制定的社會保險制度。

介護保險金

40歳～64歳の人根據各自的醫療保險的計算方法決定，而65歳以上の人則根據所得計算保險費。

高齡・介護組 ☎0 1 4 3－8 5－5 7 2 0

■國民年金

國民年金為住在日本所有20歳以上未滿60歳の人皆須加入。加入國民年金並且符合一定的要件，則可領取各種年金補助。

種類

老齡基礎年金...將繳納國民年金保險費的期間與被免除的期間、合算對象期間等合計超過10年的人得領取。

身障基礎年金...在國民年金加入期間中或滿期後，未滿65歳的身障者得領取。

遺族基礎年金...國民年金的加入者或老齡基礎年金的受給資格期間屆滿者去世時，遺有受撫養子女之配偶，或其子女得領取。

國民年金保險費

保險費請每月繳納。

※設有保險費免除及延期繳納制度。

年金・長寿医療科 ☎0 1 4 3－8 5－2 1 3 7

■税金

個人市民稅

在該年1月1日時，針對在市內擁有住所的人，依前年所得課徵市民稅。

納稅方法

特別徴收...從薪資中扣除市民稅，由工作單位代替本人繳納

普通徴收...憑本市寄交本人之繳納書在金融機關或便利商店等繳納，或者以銀行轉帳繳納

固定資產稅

在該年1月1日時，針對在市內持有不動產或折舊資產の人課徵資產稅。

輕型汽車稅(種類優惠)

在該年4月1日時持有輕型汽車(或使用)者課徵輕型汽車稅。

●各種費用、稅金的納稅方法

憑本市寄交本人之繳納書在金融機關或便利商店等繳納，或者以銀行轉帳繳納

保険・年金・税金

■国民健康保険

国民健康保険とは、医療費の負担を軽減するため、普段からみんなで保険税を出し合い、病気やけがのときの医療費に充てようとする相互扶助の制度です。

外国人住民で、勤務先の健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

加入・喪失手續

国民健康保険グループで手続きしてください。

- 必要なもの
 - 在留カードまたは特別永住者証明書・パスポート・印鑑

被保険者証（保険証）

1人1枚交付されます。受診の際は、医療機関などの窓口に表示してください。

国民健康保険税

保険税は、世帯ごとの人数や前年の所得等を基に算出します。合計額を年10回(6～3月)に分けて納めていただきます。

国民健康保険グループ ☎0143－85－1771

■介護保険

介護保険とは、社会が高齢化していく中、家族や親族だけで介護を必要とする高齢者を支えていくことが困難になってきたため、社会全体でこれらの方々を支えていこうという考えから作られた社会保険の制度です。

介護保険料

40歳～64歳までの方は、それぞれの医療保険の算定方法により決まり、65歳以上の方は、所得に応じて保険料が算定されます。



高齡・介護グループ ☎0143－85－5720

■国民年金

国民年金とは、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。国民年金に加入し、一定の要件を満たすことで、各種年金が支給されます。

種類

老齡基礎年金...国民年金保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間などを合わせて10年以上ある方に支給。

障害基礎年金...国民年金加入中や期間満了後に、65歳未満で障がいのある方などに支給

遺族基礎年金...国民年金の加入者や老齡基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に養われていた子どもがいる妻、または子供に支給。

国民年金保険料

保険料は毎月納めてください。

※保険料免除・納付猶予制度などがあります。

年金・長寿医療グループ ☎0143－85－2137

■税金

個人の市民稅

1月1日現在、市内に住所がある方に、前年の所得に応じて課税されます。

納稅方法

特別徴収...給与から市民稅が差し引かれ、本人に代わり勤務先が納める

普通徴収...市が本人に送付する納付書により、金融機関やコンビニなどで納める、又は口座振替により納める

固定資產稅

1月1日現在、市内に不動産や償却資産を所有している方に課税されます。

軽自動車稅(種別割)

4月1日現在、軽自動車を所有(使用)している方に課税されます。

●各種料金・税金の納稅方法

市が本人に送付する納付書により、金融機関やコンビニなどで納めたり、口座振替により納めていただきます。

